

Ⅲ 広島市中小企業協同組合融資制度要綱

1 趣旨及び目的

市内中小企業者、特に小規模事業者の経営合理化のために要する事業資金を円滑にし、もって金融難の緩和を図るとともに中小企業等協同組合法に基づく協同組合の組織づくりを推進するため、「広島市中小企業協同組合融資制度」を設ける。

2 融資資金

- (1) 広島市（以下「市」という。）は、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）に対して、この要綱に定める融資のための資金を預託する。
- (2) 商工中金は、広島市中小企業協同組合（以下「協同組合」という。）がこの要綱により中小企業者に融資を行う場合は、預託金の額に市が指示する協調倍率を乗じた額以上の額を協同組合に融資するものとする。

3 融資の対象

この要綱に定める融資の対象となるものは、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 協同組合の組合員であること。
- (2) 広島市内（以下「市内」という。）に店舗、工場等の事業所を有する中小企業者であって、市内における事業活動の実態が登記や納税証明書等によって確認できるもの。なお、中小企業者とは、広島市中小企業融資制度要綱（以下「市制度要綱」という。）の規定に準ずるものとする。
- (3) 市制度要綱の対象業種であること。
- (4) 許認可及び届出（以下「許認可等」という。）を要する事業にあっては、その許認可等を受けているもの又は受けることが確実なもの
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 現に金融機関の取引停止処分を受けているもの

イ 商工中金及び協同組合に対して債務不履行となった債務の履行が終わらないもの及びその連帯保証人

ウ 当該事業にかかる市民税を滞納しているもの

エ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われているもの、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

※ 暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団をいう。

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

4 融資の対象外資金

次のいずれかに該当する資金は融資の対象としない。

- (1) 事業活動に要する資金以外の資金
- (2) 設置場所が広島市外である設備に対する設備資金
- (3) 建築、消防等関係法令の規制又は基準若しくは行政の指導基準に合致しない設備に対する資金
- (4) 土地の取得に要する資金
- (5) 出資金、株式払込金及びこれに類する資金
- (6) その他市長が不相当と認める資金

5 融資条件

この融資の融資条件は次表のとおりとする。

資金用途	運転資金・設備資金
融資形式	手形貸付・手形割引・証書貸付
融資限度額	1,000万円 ただし、市長が特に必要と認めた場合は、市長が認める金額とする。
融資期間	7年以内
融資利率	年2.4%以下
担保・保証人	協同組合所定の方法による。
返済方法	分割返済とする。ただし、借入申込者の希望その他の理由により、一括返済することができるものとする。

6 融資の手続

- (1) 本制度の融資を希望する者は、所定の申込書を作成し、協同組合に提出するものとする。
- (2) 協同組合は、融資希望者の申込みを取りまとめて調査のうえ、意見を付して商工中金に回付するものとする。
- (3) 商工中金は、協同組合から資金の融資の申込みがあった場合は、調査のうえ、市に諮って融資を決定するものとする。

6-2 融資条件の変更

- (1) 本制度の融資を受けた者の融資について、当該融資を受けた者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、当該融資の条件の変更をすることができる。
- (2) 協同組合は、前号の規定により融資の条件を変更した場合は、変更した月の翌月10日までに市へ報告するものとする。

7 繰上償還

- (1) 市は、融資を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、協同組合に対し当該融資資金の全部又は一部を償還させるための措置を取るよう指示することができる。
 - ア 融資資金を他の用途に流用した場合

- イ この要綱に違反した場合
 - ウ 融資の要件として必要な承認及び認定等を取り消された場合
 - エ 正当な理由なくして、事業の着手が遅れ又は完了の見込みがないと認められた場合
- (2) 協同組合は、前項の指示を受けたときは、速やかに当該融資を受けた者に対し当該資金の全部又は一部を償還させるための措置をとるものとする。

8 報告

- (1) 協同組合は、毎月末現在において、この要綱に基づく融資状況を翌月10日までに市へ報告するものとする。
- (2) 市は、必要と認める場合においては、本制度の融資状況について調査を行うことができるものとする。

9 委任

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は経済観光局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和25年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成5年10月18日から施行する。

附 則
この要綱は、平成5年12月7日から施行する。

附 則
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年12月4日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。